

重要事項説明書

(介護老人保健施設)

社会福祉法人 平成福祉会

介護老人保健施設 老健そねざき

重要事項説明書

(介護老人保健施設サービス)

あなたに対する介護老人保健施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	平成福社会
主たる事務所の所在地	大阪市福島区吉野1丁目21番14号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 渡邊 卓 (ワタナベ タカシ)
電話番号	06-6459-4961

2. ご利用施設

施設の名称	介護老人保健施設 老健そねざき
施設の所在地	大阪市北区曾根崎1丁目1番20号
施設長名	大塚 孝一郎
電話番号	06-7501-8689
ファクシミリ番号	06-7501-8691
指定事業者番号	2754180046

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大阪市長の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム平成曾根崎苑	平成 30年 2月 1日	2774103283	100名
特別養護老人ホーム平成曾根崎苑 (介護予防)短期入所生活介護	平成 30年 2月 1日	2774103283	20名
デイサービスセンター そねざきガーデンテラス	平成 30年 11月 1日	2774103333	30名
リハビリテーションセンター Smile そねざき	平成 30年 2月 1日	2754180046	40名
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター ひまわりの苑	令和 2年 5月 1日	2774103515	

4. 事業の目的と運営の方針

要介護度1～5の方々に、医師およびスタッフが心身の状態に応じた施設サービス計画を作成し、より質の高いケアサービスを積極的に実施して、家庭生活への復帰を目指して運営していく。

5. 施設の概要(以下のものは当施設全体のものです)

敷地	1,895.46 m ²
建物	鉄筋コンクリート造・13階建
延べ床面積	11,533.12 m ²
利用定員	100名

(1)居室 (3階～5階)

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	4室	56.97 m ²	14.24 m ²
4人部屋	24室	970.44 m ²	10.11 m ²

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	特色
食堂・レクリエーションスペース	3ヶ所	268.86 m ²	
機能訓練室	1ヶ所	117.79 m ²	2階に配置
一般浴室	6ヶ所	67.11 m ²	
機械浴室	1ヶ所	14.46 m ²	2階に配置
診察室	1ヶ所	34.25 m ²	6階に配置
洗面所	2階 1ヶ所 3～5階 各1ヶ所		各階食堂に設置 各居室にも設置
便所	2階 2ヶ所 3～5階 各8ヶ所	9.24 m ² 43.81 m ²	ナースコール・常夜灯

6. 職員体制

従業者の種類	指定基準による人員数	実配置人員数
施設長	1	1
医師	1	1
薬剤師	相当数	0.4(常勤換算)
支援相談員	1	3
看護職員	10	10以上
介護職員	24	24以上
管理栄養士	1	2
理学(作業)療法士 言語聴覚士	1	5
介護支援専門員	1	2

7. 職員の職務内容・勤務体制

従業者の職種	職務の内容	勤務体制	休 日
施設長	事業の実施状況を的確に把握し、提供する介護サービスの質の向上と法令順守の徹底、及び従業者の管理監督、指導育成等施設の運営管理全般を統括する。	10:00～18:00	月8休 +国民の休日等
医 師	入所者の自立を支援する為に、医学的管理、合併症の予防、心身の機能の改善等について、適切な指導、助言を行う。		
薬剤師	入所者に対し、服薬指導を行うと共に施設内の薬剤を管理する。	非常勤	
支援相談員	入所者の心身の状態及び家族関係を含めた生活環境を把握した上で、入所者及び家族より相談を受け、助言をすると共に福祉の専門員として他の専門職員との密接な連携・連絡を保つ。	9:00～18:00	月8休 +国民の休日等
看護職員	入所者の心身の状態を把握し、健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリテーション看護等を実践する。	9:00～18:00 17:30～ 9:30	
介護職員	入所者の社会的背景や生活歴を把握した上で、看護職員との情報の共有化を図り、常に入所者の生活の質(QOL)の向上をめざし、入所者の立場に立った生活支援を行う。	7:00～16:00 10:00～19:00 11:00～20:00 16:00～10:00 22:00～ 7:00	月9～10休
管理栄養士	入所者個々の状態に合わせた食事形態の作成と、より豊かな食生活の確立をめざす。		
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	入所者の心身の機能の評価を行い、日常生活動作(ADL)の改善を予測し、各職種へ必要な情報の提供と、援助技術の指導を行う。	9:00～18:00	月8休 +国民の休日等
介護支援専門員	施設サービス計画を立案する等、ケアをマネジメントすると共に、各々の専門職が連携してその専門性を十分に発揮できるよう調整する等の役割を果たす。		
事務員	施設の庶務及び会計事務に従事する。		

8. 施設サービスの概要と利用料

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内 容	自己負担額
排 泄	自立排泄か、時間排泄か、おむつ使用かなどについては入所者の状況にあわせて対処いたします。	サービス費の1割～3割をお支払いただきます。 (料金表参照)
入浴・清拭	週2回 入浴のできない日は清拭します。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
口腔ケア	入所者の状態に合わせて適切な回数、口腔ケアを行います。	
シーツ交換	シーツ交換は1週間に1回行います。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
機能訓練	医師、理学療法士若しくは作業療法士等による機能訓練を入所者の状況にあわせて行います。	
娯楽等	当施設では、カラオケ・各種ゲーム等娯楽設備を整えております。	
介護相談	入所者及びその家族からのご相談に応じます。	
退所相談	退所後の在宅での生活について入所者及びその家族からの相談に応じます。	

※ 高額介護サービス費の制度

介護保険サービスにかかった費用は介護保険負担割合証に記載された割合(1割～3割)を自己負担していただきますが、下記の要件に該当する場合は、申請することにより上限金額を超えた場合については、高額介護サービス費として払い戻しが受けられる制度です。

区分	負担の上限額(月額)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
市町村民税課税 ～ 課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額(※1) の合計が80万円以下の方	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

※1 年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。ただし、令和3年8月から年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、所得金額調整控除に該当するときは、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除します(当該額が0円を下回る場合は0円)。所得金額調整控除に該当しないときは、給与所得の金額から10万円を控除します(当該額が0円を下回る場合は0円)。

(2) 食費及び居住費

種類	内 容	自己負担額			
食 事	< 食事時間 > 朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 11:30 ~ 12:30 おやつ 14:00 ~ 15:00 夕食 17:30 ~ 18:30 < 食事場所 > できるだけ離床して食堂でお食ください。 食べられないものやアレルギーがある方は 事前にご相談ください。	利用者負担			
		基準費用額	日額 (円)	1,590	
		負担限度額	第3段階(2)	日額 (円)	1,360
			第3段階(1)	日額 (円)	650
			第2段階	日額 (円)	390
第1段階	日額 (円)	300			
居住費 従来型個室	個室 4室 一人当たりの面積 14.24 m ²	利用者負担			
		基準費用額	日額 (円)	1,728	
		負担限度額	第3段階(2)	日額 (円)	1,370
			第3段階(1)	日額 (円)	1,370
			第2段階	日額 (円)	550
第1段階	日額 (円)	550			
居住費 多 床 室	4人部屋 24室 一人当たりの面積 10.11 m ²	利用者負担			
		基準費用額	日額 (円)	437	
		負担限度額	第3段階(2)	日額 (円)	430
			第3段階(1)	日額 (円)	430
			第2段階	日額 (円)	430
第1段階	日額 (円)	0			

(3) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	自己負担額(税込み)	
理容・美容	業者に委託 (訪問理容・美容)	カット	1,900円
		カット・シェービング	2,550円
		パーマ	4,900円
		マニキュア	5,000円
		ブロー	350円
訪問歯科	訪問歯科による診察・口腔ケア・治療等を受けられた場合	医療保険 自己負担額	
レクリエーション行事	当施設では、レクリエーション行事として、誕生会、花見、歌の集い等の行事を用意しております。参加されるか否かは任意です。	実費	
電気使用料	当施設では電気器具をご使用される方に電気使用料をいただきます。	一品目	500 円/月
		二品目以上	1,000 円/月
謄写料	複写に係る費用	10 円/枚	

◇ 利用料の額をやむを得ず変更する際の手続き

利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行います。

◇ 利用料金のお支払方法

利用料は、1ヶ月ごとに計算し、当該月分の請求書を翌月20日前後に送付します。請求金額の合計を翌月28日にご指定の口座より自動振替にてお支払頂きます。口座振替の手続きが間に合わない等で、自動振替にてお支払ができない場合につきましては、下記銀行口座に振り込みにてお支払願います。利用料の支払いを受けたときは、領収書を交付します。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、入所日数に基づいて計算した金額とします。)

指定銀行口座への振り込み

銀行名 :りそな銀行 野田支店

種類 :普通

口座番号 :245613

名義 :社会福祉法人 平成福祉会 理事長 渡邊 卓

※入所者の氏名でお振込みください。

※振込手数料は、振込人の負担となります。

◇ 医療について

①介護老人保健施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者が入所する施設であることから、当施設の常勤医の指示なく、本人希望やご家族様希望等により、みだりに医療機関へ受診することは認められていません。外出・外泊時などの際にも、施設以外の医療機関で診察を受ける、投薬を受ける、検査を受ける等の行為もできませんので予めご了承ください。

②当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療、他の医療機関による往診や入通院により対応し、診療情報の提供が必要になります。入所中の受診は法律上、医療保険が適用されるものとされないものに分かれております。医療保険適用分については、別途自己負担をしていただくことがあります。

③入所中に大きな受傷や容体の急変が起きた場合には、直ちにご家族様へ連絡し、受診先を決定いたします。その際の搬送については当施設で手配いたしますが、その後の対応についてはご家族様の協力をお願い致します。また、体調悪化等により当施設にて対応できかねる高度な医療処置が必要となった場合や容体が急変した場合は、医療機関に転院していただくこととなります。

④外出・外泊時にやむを得ず受診が必要となる事態が発生した場合、当施設までご連絡願います。

◇ 業務継続計画の策定等について

(1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(2) 当施設は職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

(3) 当施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◇ ハラスメント対策について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

◇ 衛生管理について

(1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水に対して、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとします。

(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(3) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(4) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(5) 当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒まん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行います。

(6) 食中毒発生が疑われた際は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

(7) 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は毎月1回、検便を行うとともに、定期的に、鼠族、昆虫の駆除(外部委託)を行います。

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

- 1.苦情又は相談があった場合は、先ず状況の聞き取りや居室訪問する等、入所者の状況の把握を優先し、相談又は苦情申し出に至った事情を確認する。
- 2.苦情受付担当者は、把握・確認した状況を解決責任者又は然るべき管理職に報告し、対応を決定する。
- 3.決定された対応内容に基づき、速やかに関係者への連絡調整を行い、入所者及びご家族に結果報告をする。

(3)匿名の苦情への対応を行うための処理体制・手順

意見箱・苦情箱等の設置 有
設置場所・設置箇所数 1箇所 1階受付
対応結果の公表 有(公表方法:苑内の掲示板に掲載)

(4)その他参考事項

- 1.当施設にて処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を、入所者の立場に立って検討・対応する。
- 2.行政の相談窓口も本紙面に掲載し、施設内に掲示し、入所者又はご家族に配布し説明する。

10. 事故発生時の対応

- 施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族等、市町村に連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 上述事故により賠償すべき事態となった場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

11. 身体拘束の原則禁止

- 当施設は、介護保険施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、入所者又は家族の了承を得るものとします。

12. 虐待の防止について

- 当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - (2)成年後見制度・日常生活自立支援事業等の利用を支援します。
 - (3)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
 - (4)虐待防止に係る委員会を設置し、月1回開催しています。
 - (5)高齢者虐待に関する相談窓口

当施設 (常設窓口)	介護老人保健施設 老健そねざき 所在地 大阪市北区曽根崎1丁目1番20号 電話番号 06-7501-8689 担当責任者 副施設長 船田 佳高 窓口担当者 支援相談員 安田 久美 支援相談員 竹地 果菜
大阪市 相談窓口 (施設内における 高齢者虐待に関する窓口)	大阪市健康福祉局 高齢者施策部 介護保険課 所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 電話番号 06-6241-6310
大阪市北区 相談窓口 (保健福祉センター・ 地域包括支援センター)	大阪市北区 保健福祉センター 保健福祉課 所在地 大阪市北区扇町2丁目1番27号 電話番号 06-6313-9498 大阪市北区 地域包括支援センター 所在地 大阪市北区神山町15-11 電話番号 06-6313-5566 大阪市北区大淀 地域包括支援センター 所在地 大阪市北区長柄中1丁目1番21号 電話番号 06-6354-1165

13. 協力医療機関

協力医療機関との実効性のある連携体制構築のため、利用者の現病歴等情報共有を行う会議を定期的に開催します。

医療機関の名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会中津病院
院長名	川嶋 成乃亮
所在地	大阪市北区芝田2-10-39
電話番号	06-6372-0333(代表)
診療科目	産婦人科、眼科、精神神経科、老年内科、PETセンター、一般内科、放射線診断科、総合健診センター、放射線治療科、小児科、免疫・アレルギーセンター、脳神経外科、麻酔科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、外科・消化器外科、歯科口腔外科、形成外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、皮膚科、整形外科、糖尿病療養指導外来、腎センター、腎臓内科、神経内科、血液内科、膠原病内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病内分泌内科、消化器内科
入院設備	有り

医療機関の名称	社会医療法人 協和会 加納総合病院
院長名	加納 繁照
所在地	大阪市北区天神橋7-5-15
電話番号	06-6351-5381
診療科目	内科、消化器内科、糖尿病内科、内視鏡内科、人工透析内科、血液内科、循環器内科、神経内科、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、腹部外科、内視鏡外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科、救急科、麻酔科、小児科
入院設備	有り

医療機関の名称	医療法人 医誠会 医誠会国際総合病院
院長名	峰松 一夫
所在地	大阪市北区南扇町4番14号
電話番号	0570-099-166(昼)/0570-099-166(夜)
診療科目	総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、皮膚科、形成美容外科、脳神経外科、脊椎脊髄外科、麻酔科、婦人科、泌尿器科、放射線治療科
入院設備	有り

医療機関の名称	社会医療法人 行岡医学研究会 行岡病院
院長名	行岡 正雄
所在地	大阪市北区浮田2丁目2番3号
電話番号	06-6371-9921(代表)
診療科目	整形外科、スポーツ整形外科、眼科、リウマチ科、リハビリ科、脳神経外科、内科、外科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科・口腔外科、皮膚科、形成外科、脊椎外科、泌尿器科、精神科、麻酔科、鍼灸治療院、循環器科、血管外科、呼吸器外科
入院設備	有り

医療機関の名称	医療法人 豊済会 小曾根病院
院長名	西元 善幸
所在地	豊中市豊南町東2-6-4
電話番号	06-6332-0135(代表)
診療科目	精神科、内科、歯科
入院設備	有り(精神科のみ)

14. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 仁愛会 飯田歯科医院
院長名	飯田 孝司
所在地	東大阪市衣摺2-11-19
電話番号	06-6728-4182

15. 非常災害時の対策

施設は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定めています。

施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練(うち1回は夜間又は夜間想定訓練)を実施します。

16. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会(※1)	面会時間 午前10時～午後8時(平日・休日とも) ※19時半最終入館 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度 面会簿にご記入ください。 当施設の駐車場は数に限りがありますので公共交通機関でお越しくださいますようお願い申し上げます。
外出・外泊(※1)	外出・外泊の際には行き先と帰苑時間等を届けにご記入の上、職員にお申し出ください。 外出は前日まで、外泊される場合は3日前までに届出をし許可を得てください。
病院受診	緊急時以外での医療機関への受診の搬送・付き添いは、原則としてご家族様でお願いいたします。
居室・設備及び器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
居室の部屋移動	入所された後、入所者又は他の入所者の心身の状況等により 当施設の判断にて居室を移動して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	施設敷地内での喫煙・飲酒は禁止しております。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動、及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
現金・貴重品等の持ち込み	現金・貴重品等は盗難や紛失の恐れがありますので、日常生活に必要なもの以外の持ちこみはご遠慮願います。 施設内での盗難や紛失については当施設では責任を負いかねます。
食べ物の持ち込み	「賞味期限が明記されたもの」に限ります。また、冷蔵庫・保管場所に限りがあるため、「1週間以内に食べきれぬ量」とさせていただきます。食べ物をお持ち込みいただいた際には、必ず職員までお申出下さい。

※1 基礎疾患をお持ちの方が多くご入所されている高齢者施設であることを鑑み、感染症発生の際は集団感染を防止する為、一定期間フロア閉鎖を行い、その間の面会・外出・外泊は禁止させていただきます。
閉鎖期間等については、その都度キーパーソン様にご連絡致します。

17. 身元保証人

入所契約にあたり、連帯保証人を兼ねる身元保証人を1名以上定めていただきます。

身元保証人は、契約に基づく入所者の事業者に対する債務について、身上監護に関する決定、入所者の身柄の引き取り、残置物の引き取り等を行うことに責任を負います。

また、入所者が事業者に対して負担する利用料金、残置物の処分に要する費用の支払いについて、入所者と連帯して債務を負います。

以 上

別表

介護保険に関する相談・苦情窓口(大阪府)

市町村名	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
大阪市	福祉局高齢者施策部介護保険課	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8028
大阪市北区	北区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	530-8401	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9859
大阪市都島区	都島区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	534-8501	大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9859
大阪市福島区	福島区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	553-8501	大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9859
大阪市此花区	此花区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	554-8501	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9859
大阪市中央区	中央区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	541-8518	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9859
大阪市西区	西区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	550-8501	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9859
大阪市港区	港区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	552-8510	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9859
大阪市大正区	大正区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	551-8501	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9859
大阪市天王寺区	天王寺区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	543-8501	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9859
大阪市浪速区	浪速区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	556-8501	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9859
大阪市西淀川区	西淀川区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	555-8501	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9859
大阪市淀川区	淀川区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	532-8501	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9859
大阪市東淀川区	東淀川区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	533-8501	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9859
大阪市東成区	東成区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	537-8501	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9859
大阪市生野区	生野区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	544-8501	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9859
大阪市旭区	旭区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	535-8501	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9859
大阪市城東区	城東区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	536-8510	大阪市城東区中央3-4-29	06-6930-9859
大阪市鶴見区	鶴見区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	538-8510	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9859
大阪市阿倍野区	阿倍野区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	545-8501	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9859
大阪市住之江区	住之江区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	559-8601	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9859
大阪市住吉区	住吉区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	558-8501	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9859
大阪市東住吉区	東住吉区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	546-8501	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9859
大阪市平野区	平野区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	547-8580	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9859
大阪市西成区	西成区保健福祉センター保健福祉課(介護保険)	557-8501	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9859
豊中市	健康福祉部いきいきセンター高齢施策課	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2837
豊中市	健康福祉部いきいきセンター高齢者支援課	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2865
池田市	福祉部介護保険課	563-8666	池田市城南1-1-1	072-752-1111
吹田市	福祉保健部高齢福祉室介護保険課	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231
箕面市	市民部介護・福祉医療課	562-0003	箕面市西小路4-6-1	072-724-6860
箕面市	健康福祉部高齢福祉課介護認定 事業者指導グループ	562-0014	箕面市萱野5-8-1	072-727-9559
豊能町	生活福祉部高齢障害福祉課	563-0292	豊能町余野414-1	072-739-0001
能勢町	能勢町保健福祉センター	563-0351	能勢町栗栖82-1	072-731-2150
高槻市	健康福祉部介護保険課	569-0067	高槻市桃園町2-1	072-674-7167
高槻市	健康福祉部福祉指導課	569-0067	高槻市桃園町2-1	072-674-7821
茨木市	健康福祉部高齢介護課	567-8505	茨木市駅前3-8-13	072-620-1639
摂津市	保健福祉部高齢介護課	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6383-1111
島本町	民生部高齢福祉課	618-8570	島本町桜井2-1-1	075-962-2864
守口市	福祉部高齢介護課	570-8666	守口市京阪本通2-2-5	06-6992-1613
枚方市	福祉部高齢社会室	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1221
寝屋川市	保健福祉部高齢介護室	572-8533	寝屋川市池田西町28-22	072-838-0518
大東市	保健医療部介護保険課	574-8555	大東市谷川1-1-1	072-872-2181
門真市	健康福祉部高齢福祉課	571-8585	門真市中町1-1	06-6780-5200
四條畷市	健康福祉部高齢福祉課	575-8501	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121
交野市	福祉部高齢介護課	576-0034	交野市天野が原町5-5-1	072-893-6400
くすのき広域連合	総務課	570-0033	守口市大宮通1-13-7	06-6995-1515
八尾市	健康福祉部介護保険課	581-0003	八尾市本町1-1-1	072-924-9360
柏原市	健康福祉部高齢介護課	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-972-1501
東大阪市	福祉部高齢介護室高齢介護課	577-8521	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3185
富田林市	健康推進部高齢介護課	584-8511	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000
河内長野市	健康増進部介護高齢課	586-8501	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111

市町村名	名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
松原市	健康部高齢介護課	580-8501	松原市阿保1-1-1	072-334-1550
羽曳野市	保健福祉部保険健康室高年介護課	583-8585	羽曳野市誉田4-1-1	072-958-1111
藤井寺市	健康福祉部高齢介護課	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1164
大阪狭山市	保健福祉部高齢介護グループ	589-8501	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-366-0011
太子町	福祉室高齢介護グループ	583-8580	太子町大字山田88	0721-98-5538
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課	585-8585	河南町大字白木1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村	健康福祉課	585-8501	千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081
堺市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7513
堺市堺区	堺区役所堺保健福祉総合センター地域福祉課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7477
堺市中区	中区役所中保健福祉総合センター地域福祉課	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8195
堺市東区	東区役所東保健福祉総合センター地域福祉課	599-8112	堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8112
堺市西区	西区役所西保健福祉総合センター地域福祉課	593-8324	堺市西区鳳東町6-600	072-275-1912
堺市南区	南区役所南保健福祉総合センター地域福祉課	590-0141	堺市南区桃山台1-1-1	072-290-1812
堺市北区	北区役所北保健福祉総合センター地域福祉課	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4	072-258-6771
堺市美原区	美原区役所美原保健福祉総合センター地域福祉課	587-8585	堺市美原区黒山167-1	072-363-9316
岸和田市	保健福祉部介護保険課	596-8510	岸和田市岸城町7-1	072-423-2121
泉大津市	健康福祉部高齢介護課	595-8686	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131
貝塚市	健康福祉部高齢介護課	597-8585	貝塚市畠中1-17-1	072-423-2151
泉佐野市	健康福祉部高齢介護課	598-8550	泉佐野市市場東1-295-3	072-463-1212
和泉市	生きがい健康部高齢介護室介護保険担当	594-8501	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8131
高石市	保健福祉部高齢介護・障害福祉課	592-8585	高石市加茂4-1-1	072-265-1001
泉南市	健康福祉部高齢障害介護課(高齢介護担当)	590-0592	泉南市樽井1-1-1	072-483-8253
泉南市	健康福祉部高齢障害介護課(審査支援担当)	590-0592	泉南市樽井1-1-1	072-483-8251
阪南市	健康部介護保険課	599-0201	阪南市尾崎町35-1	072-471-5678
忠岡町	健康福祉部いきがい支援課	595-0805	忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122
熊取町	健康福祉部高齢介護課	590-0451	熊取町野田1-1-8	072-452-6297
田尻町	民生部福祉課	598-0091	田尻町嘉祥寺883-1	072-466-8813
岬町	しあわせ創造部高齢福祉課	599-0392	岬町深日2000-1	072-492-2703
大阪府	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課	540-0028	大阪市中央区常磐町1-3-8 11階	06-6949-5418

入所

介護老人保健施設 老健そねざき 料金表

(R6年8月)

(別表1)

		【多床室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
1 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	905円	962円	1,036円	1,097円	1,155円	
		加算	夜勤職員配置加算		28円			
			栄養マネジメント強化加算		13円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		7円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	437円						
		合計(概算)/日	2,980円	3,037円	3,111円	3,172円	3,230円	
		合計(概算)/30日	89,400円	91,110円	93,330円	95,160円	96,900円	
		【個室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
1 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	818円	871円	945円	1,008円	1,064円	
		加算	夜勤職員配置加算		28円			
			栄養マネジメント強化加算		13円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		7円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	1,728円						
		合計(概算)/日	4,184円	4,237円	4,311円	4,374円	4,430円	
		合計(概算)/30日	125,520円	127,110円	129,330円	131,220円	132,900円	
		【多床室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
2 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	1,810円	1,923円	2,071円	2,194円	2,309円	
		加算	夜勤職員配置加算		56円			
			栄養マネジメント強化加算		26円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		13円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	437円						
		合計(概算)/日	3,932円	4,045円	4,193円	4,316円	4,431円	
		合計(概算)/30日	117,960円	121,350円	125,790円	129,480円	132,930円	
		【個室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
2 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	1,636円	1,741円	1,889円	2,016円	2,127円	
		加算	夜勤職員配置加算		56円			
			栄養マネジメント強化加算		26円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		13円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	1,728円						
		合計(概算)/日	5,049円	5,154円	5,302円	5,429円	5,540円	
		合計(概算)/30日	151,470円	154,620円	159,060円	162,870円	166,200円	
		【多床室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
3 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	2,715円	2,885円	3,107円	3,290円	3,464円	
		加算	夜勤職員配置加算		84円			
			栄養マネジメント強化加算		39円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		20円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	437円						
		合計(概算)/日	4,885円	5,055円	5,277円	5,460円	5,634円	
		合計(概算)/30日	146,550円	151,650円	158,310円	163,800円	169,020円	
		【個室】						
		算定項目						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
3 割 負 担	介護 保 険 給 付 分/日	介護保健施設サービス費(I)基本型	2,454円	2,612円	2,834円	3,023円	3,191円	
		加算	夜勤職員配置加算		84円			
			栄養マネジメント強化加算		39円			
			サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		20円			
介護保険外 負担分/日	食費	1,590円						
	居住費	1,728円						
		合計(概算)/日	5,915円	6,073円	6,295円	6,484円	6,652円	
		合計(概算)/30日	177,450円	182,190円	188,850円	194,520円	199,560円	

※上記金額には介護職員等処遇改善加算等支援加算含む。

※上記以外の加算要件に該当する場合は、別表の通り加算分が上記金額に上乘せされます。

※端数処理の兼ね合いにて差異が生じることがありますので、予めご了承下さい。

【その他費用】（介護保険給付外）

理美容代	カット 1,900円 カットシェービング* 2,550円 パーマ 4,900円	マニキュア 5,000円 ブロー 350円	(税込)
電気代	500円/月（1品目）、1,000円/月（2品目以上）		(税込)
訪問歯科	医療保険 自己負担額		
レクリエーション等教養娯楽費	実費		
予防接種代	実費		
健康診断書等文書作成料	実費		
謄写料	10円/枚		(税込)

【その他】

- おむつ代は介護保健施設サービス費に含まれております。
- 外泊時には1月に6日を限度として所定費用に代えて1日につき別表の通り外泊時費用を徴収致します。但し、外泊初日及び最終日は含みません。
- 居住費について、外泊中は居住費を請求できるものとします。ただし外泊中のベッドを短期入所療養介護を利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の居住費を徴収するものとします。

★利用料について、経済状況の著しい変化、介護報酬改定などやむを得ない事由がある場合、当該利用料を相当額に変更する場合がございますのでご了承下さい。

【利用者の負担軽減について】

サービス利用が困難とならないよう所得・資産に応じて以下の負担軽減があります。（要申請）

○特定入所者介護サービス費（施設における食費・居住費の負担軽減）

利用者負担段階区分		負担限度額		
段階	被保険者の所得/預貯金の状況	食費	居住費 (多床室) (個室)	
第4段階	・第1段階～第3段階以外(世帯課税) ・下記、利用者負担段階に応じた資産要件を満たさない	1,590 円	437 円	1,728 円
第3段階 ②	【所得要件】 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の年金収入等が120万円超 【資産要件】 ・預貯金：単身500万円、夫婦1,500万円	1,360 円	430 円	1,370 円
第3段階 ①	【所得要件】 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の年金収入等80万円超120万円以下 【資産要件】 ・預貯金：単身550万円、夫婦1,550万円	650 円	430 円	1,370 円
第2段階	【所得要件】 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と 課税・非課税年金収入額の合計金額が80万円以下 【資産要件】 ・預貯金：単身650万円、夫婦1,650万円	390 円	430 円	550 円
第1段階	【所得要件】 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・生活保護受給者 【資産要件】 ・預貯金：単身1,000万円、夫婦2,000万円	300 円	0 円	550 円

○高額介護サービス費（利用者負担分の負担軽減）

利用者負担段階区分		上限額 (月額)
市町村民税 課税世帯	・課税所得690万円(年収1,160万円)以上	140,100 円 (世帯)
	・課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収1,160万円)未満	93,000 円 (世帯)
	・課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400 円 (世帯)
市町村民税非課税世帯		24,600 円 (世帯)
生活保護を受給している方	・前年の公的年金収入額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下	24,600 円 (世帯)
	・老齢福祉年金受給者	15,000 円 (個人)